

生活習慣病の早期発見
のため特定健康診査を
受けましょう



平成27年8月25日 第125号
—発行—
五所川原市
民生部国保年金課
〒037-8686
五所川原市宇岩木町12番地
TEL35-2111(番代) 内線2335・2336

国民健康保険税は
納期内に
納めましょう

国民健康保険被保険者証が

10月1日から 変わります!!



※但し、後期高齢者医療制度の保険証とは異なります。

国民健康保険
被保険者証

有効期限

記号 五所川原 番号

住所

見本

氏名

性別

生年月日

交付年月日

世帯主氏名

資格取得年月日

保険者番号

保険者名 五所川原市

〔表面〕

注意事項 保険医療機関等において診療を受けようとするときは、必ずこの証をその窓口で渡してください。

備考

※以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思を表示することができます。
記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。

1. 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植の為に臓器を提供します。

2. 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。

3. 私は、臓器を提供しません。
(1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。)
【心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球】

〔特記欄〕

署名年月日： 年 月 日

本人署名(自筆)： 家族署名(自筆)：

〔裏面〕

被保険者証がお手元に届いたら

1 記載内容に誤りがないか必ず確かめてください。

(有効期限、記号、番号、住所、氏名、性別、生年月日、世帯主氏名など)

- 平成27年10月2日から平成28年9月30日までに75歳となる人は国民健康保険の資格を喪失して新たに「後期高齢者医療制度」へ加入することになるため、誕生日前日が有効期限として記載されています。
- 平成27年10月2日から平成28年9月1日までに65歳となる退職被保険者(本人及び被扶養者)の被保険者証の有効期限は誕生日を迎える月の末日まで(ただし、誕生日が月初め(1日生まれ)の方の被保険者証の有効期限は誕生月の前月末まで)としています。なお、誕生日を迎える月の翌月から使用できる被保険者証は後日交付されます。

2 新しい被保険者証は10月1日から、古い被保険者証は9月30日まで使います。

9月30日を過ぎたら、古い被保険者証は各自破棄してください。

郵送更新こんな疑問どうする？

Q1 被保険者証が手元に届くのはいつ頃になるのでしょうか？

A1 9月30日頃までには配達される予定です。

Q2 郵便を配達する時間帯はいつも留守ですが、それでも大切な被保険者証を置いていくのでしょうか？

A2 「簡易書留」という特殊郵便で届きます。印かんを押してから郵便物を渡されるので、留守の場合、被保険者証は置いていきません。

留守の場合は、郵便局で連絡ハガキ(郵便物等お預かりのお知らせ)を置いていきます。連絡ハガキを確認して、ご自分に適した方法で郵便局から被保険者証を受け取ってください。

ただし、郵便局では被保険者証を9月30日まで保管していますが、10月1日には国保年金課(五所川原地区)又は総合支所(金木地区及び市浦地区)に戻ってきます。被保険者証を受け取りに来る場合は、古い被保険者証(有効期限が平成26年9月30日までのもの)と印かんを持って、国保年金課⑥番窓口又は各総合支所総合窓口係までおこしください。

国民健康保険税を滞納している世帯は？

Q1 国民健康保険税を完納していないのですが、被保険者証の交付を受けられますか？

A1 平成22年度分、平成23年度分、平成24年度分、平成25年度分及び平成26年度分の国民健康保険税を滞納している世帯に対しては、「短期被保険者証」又は「被保険者資格証明書」が交付されることになり、郵送更新されません。

「短期被保険者証」は一般の被保険者証と同様に国保の給付を受けることはできますが、有効期間が3ヶ月となり、更新ごとに納付相談などが行われ、国民健康保険税の納付を求められることとなります。

「被保険者資格証明書」は、医療機関において医療費の全額を一旦支払いしていただき、後日申請により医療費の7割～9割について給付を受けることとなりますが、その都度国民健康保険税の納付を求められることとなります。

「短期被保険者証」の有効期間について

保険証の有効期間は、平成22年度から平成26年度国民健康保険税の納付状況により、右記のとおりとなります。

短期被保険者証該当世帯	保険証の有効期間	有効期限
平成22年度～平成26年度の保険税を滞納している世帯	3ヶ月	6月、9月 12月、3月末

「短期被保険者証」が交付されている世帯にも「被保険者資格証明書」が交付されることとなります。

現在、「短期被保険者証」を交付されている世帯で、以下に該当する世帯には、平成27年10月から「被保険者資格証明書」を交付することとなります。

- ① 納付相談等で取り決めた納付内容を誠実に履行しない世帯
- ② 平成26年10月以降、国民健康保険税の納付相談に応じない世帯

※ ただし、高校生世代以下の国保被保険者には、有効期間が6ヶ月の短期被保険者証を交付します。

遠 被保険者証の交付を受けている世帯はどうなるの？

Q1 施設入所のため施設へ住所を移している子がいます。この場合はどうなるのでしょうか？

A1 この場合、更新した被保険者証を直接施設へ送りますので、申請は必要ありません。
 なお、世帯主や住所に異動が発生し届け出る場合は、親元の被保険者証と施設入所した子の^④被保険者証も必要です。忘れないようにしてください。

学 被保険者証の交付を受けている世帯はどうなるの？

Q1 修学のため市外に住所を移している子がいます。この場合はどうなるのでしょうか？

A1 自動更新し、親元の被保険者証と一緒に送ります。更新された^④被保険者証の有効期限は平成28年3月31日（短期被保険者証の場合は、その有効期限）までとなります。
 なお、当初^④被保険者証交付を受けた際、合格通知や入学許可証で申請し、その後在学証明書の提出または有効期間内の学生証（原本）の提示をしていない方の^④被保険者証は、自動更新されませんのでご了承ください。
 すでに交付されている^④被保険者証は、有効期限が平成27年9月30日までのため使えなくなります。有効期限が過ぎたら破棄あるいは焼却してください。

Q2 更新後の^④被保険者証の有効期限は平成28年3月31日までですが、それを過ぎるとどうしたらよいのでしょうか？

A2 平成28年4月1日以降も引き続き^④被保険者証の交付を受けるときは、進級後の在学証明書、親元の被保険者証、^④被保険者証（有効期限が平成28年3月31日までのもの）、印かんを持参し交付申請をしてください。
 ①現在学校に在籍していない場合や、②在学中に社会保険に加入した場合は^④適用外となります。
 親元の被保険者証、印かんの他に、①の場合は卒業証明書・卒業証書・在学していないことを証明する書類のいずれかを、②の場合は資格取得証明書・健康保険被保険者証のいずれかを持参して手続きを行ってください。
 また、①の場合は、現住所地での国民健康保険取得の手続きも併せてお願いします。

Q3 修学のため市外に住所を移し^④適用を受けていますが引っ越しました。市外であることに変わりはないのですが、届出は必要ですか？

A3 変更があればその都度届出をお願いします。

被保険者証に「臓器提供に関する意思表示欄」が設けられています

国民健康保険・後期高齢者医療に加入している方

被保険者証の裏面には、「臓器提供に関する意思表示（提供する・提供しない）」欄を設けていますので、お手元に被保険者証が届いたらご記入ください。

また、臓器提供に関する意思表示に関し他人に知られたくない場合に使用する目隠しシールを被保険者証郵送時に事前に同封しますが、別に必要な方は国保年金課^⑥・^⑦番窓口、各総合支所総合窓口係までお越しください。

●臓器移植に関するご質問・お問い合わせ先
 (社)日本臓器移植ネットワーク (フリーダイヤル:0120-78-1069)

国保年金課 国民健康保険係 35-2111 (内線2335・2336)
 お問い合わせ先：国保年金課 後期高齢者医療係 (内線2337・2338)
 金木総合支所 総合窓口係 35-2111 (内線3107) 市浦総合支所 総合窓口係 35-2111 (内線4066)

届け出はお済みですか？

日本では、いざというときに安心して医療を受けられるよう、すべての人が国民健康保険(国保)や職場の健康保険など、いずれかの医療保険に加入しなければなりません(国民皆保険制度)。

こんなときは必ず14日以内に国保の窓口へ届け出を！

	こんなとき	届け出に必要なもの
国保に加入するとき	他の市区町村から転入してきたとき	印かん、他の市区町村の転出証明書
	職場の健康保険をやめたとき	印かん、職場の健康保険の資格喪失証明書
	職場の健康保険の被扶養者でなくなったとき	印かん、被扶養者でなくなった理由の証明書
	子どもが生まれたとき	印かん、被保険者証、母子健康手帳
	生活保護を受けなくなったとき	印かん、保護廃止決定通知書
	外国籍の人が入るとき	在留カード（入国の目的により他の書類が必要になることもあります）
国保をやめるとき	他の市区町村に転出するとき	印かん、被保険者証
	職場の健康保険に入ったとき	印かん、国保と職場の健康保険の両方の被保険者証（後者が未交付のときは加入したことを証明するもの）
	職場の健康保険の被扶養者になったとき	
	国保の被保険者が死亡したとき	印かん、被保険者証、死亡を証明するもの
	生活保護を受けるようになったとき	印かん、被保険者証、保護開始決定通知書
	外国籍の人がやめるとき	被保険者証
その他	市内で住所が変わったとき	
	世帯主や氏名が変わったとき	印かん、被保険者証
	世帯を分けたり、一緒にしたとき	
	修学のため、別に住所を定めるとき	印かん、被保険者証、在学証明書
	^④ 被保険者証の交付を受けていたが学生でなくなったとき	印かん、 ^④ 被保険者証、卒業証明書
	保険証をなくしたとき、あるいは汚れて使えなくなったとき	印かん、身分を証明するもの（免許証、パスポート、住民基本台帳カード、使えなくなった被保険者証など）

加入の届け出が遅れると

- ・保険税は、加入の届け出をした月から納付するのではなく、資格を取得した月までさかのぼって納付することとなりますので、保険税額が多くなる場合があります。
- ・国保被保険者証がないため、その間の医療費は全額自己負担となります。

やめる届け出が遅れると

- ・国保被保険者証が手元にあるため、うっかりそれを使って医療機関を受診された場合、国保が負担した医療費(総医療費の7～9割)は、あとで返していただくこととなります。
 - ・他の健康保険等に加入したとき、国保をやめる届け出をしないと、保険税と保険料を二重に支払ってしまうこととなります。
- ※勤務先の会社等では国保をやめる届け出は行いません。